

市登録事業者（建設工事の部）の皆様へ

令和8年3月24日

総合評価方式で実施する一般競争入札の見直しについて

昨今の物価高騰等を踏まえ、令和8年4月から建設工事の一般競争入札の対象金額等が引き上げを行うことから、総合評価方式で実施する一般競争入札の対象金額等についても、見直しを行います。

また、地元へ密接した事業者の受注機会の確保に配慮するとともに、施工能力や技術力の高い事業者をより評価するため、評価項目の見直しを行います。

1 対象工事

1件当たりの設計金額が5,000万円以上の建設工事

※ 建築一式工事については、7,500万円以上を対象とします。

※ 該当する全ての案件を総合評価方式で実施するものではありません。

○型式による対象金額（1件当たりの設計金額）

型式	設計金額	条件設定
標準型	1億5,000万円以上	施工上の技術提案を求める工事
簡易型	7,500万円以上	上記以外の工事
特別簡易型	5,000万円以上7,500万円未満	

2 評価対象の項目

総合評価方式の制度趣旨を踏まえ「評価項目の簡略化」及び「技術力の高評価企業を優先する仕組みづくり」を目指し、評価項目等の見直しを行いました。合わせて、水道局独自の取り組みとして、「企業の誠実性」について評価項目に追加します。

① 「品質確保等の確実性」の配点の変更

評価項目	評価点
低入札調査基準価格以上の応札	5点 ⇒ 10点
施工計画の適切性	5点 ⇒ 10点

② 「特別簡易型」の評価項目の見直し

- (1) 「配置予定技術者」について評価項目から除外する。
- (2) 「建設キャリアアップシステムの利用」を評価項目に追加する。

評価基準	評価点
利用している	1点
利用していない	0点

③ 企業の誠実性に対する評価の追加

公告日から起算して過去3年間に、いわき市水道局から指名停止及び文書注意の処分を受けている場合、減点の対象とします。

評価基準	簡易型	特別簡易型
過去3年間にいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱に基づく文書注意及び指名停止処分を受けていない。	0点	0点
過去3年以内にいわき市競争入札有資格者指名停止措置要綱第10条に基づく文書注意処分を受けている。	-1点	-0.8点
過去3年以内にいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱第2条に基づく処分を受けている。	-2点	-1.5点

3 実施時期について

令和8年4月1日から実施します。

【事務担当】

いわき市水道局総務課 管財契約係
電話 0246-22-9315